

COVID-19(新型コロナ)は米国特許コミュニティにどのような影響を及ぼしたのか

— New Normal 社会における米国特許業界のサービス提供の在り方 —

Impact of COVID-19 on U.S. Patent Community
~ Activities and services of US Patent Community for the New Normal ~



経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課長

柳澤 智也

1998年、特許庁に入庁し、特許審査官、企画調査課長補佐、審査基準室長補佐（基準企画班長）、秘書課長補佐、調整課長補佐（企画調査班長）、審査企画室長などを経験。また、UCバークレー客員研究員、経済協力開発機構（OECD）エコノミスト、内閣官房知財事務局参事官補佐を経験。知財事務局にて知的財産政策に関する基本方針、知的財産政策ビジョン、知財戦略推進計画を起草。OECDではThe Emerging Patent Marketplace（イノベーションのオープン化と新興する知財マーケット）等を執筆。2017年6月から2020年6月まで独立行政法人日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所知的財産部長（知的財産研究所ワシントン事務所長を兼務）。2020年7月より経済産業省産業技術環境局国際電気標準課長。

1 はじめに

COVID-19の世界的な感染拡大を受け、現在、経済活動の在り方や人々の社会生活の在り方は大きく変容している。COVID-19の脅威に立ち向かうべく、いわゆるNew Normalな日常への移行が進むなか、特許業界における業務の在り方も大きく変化している。

筆者は、2017年6月から2020年6月までの約3年間、日本特許庁の在米国知的財産 Attaché、知的財産研究所ワシントン事務所長、ジェトロニューヨーク知的財産部長という3つの肩書を持って、米国特許商標庁（USPTO）との調整業務や米国知的財産制度の調査業務等を遂行した。筆者の米国での任期の最後の数か月は、COVID-19が猛威を振るい人々の生活に恐怖と混乱をもたらした時期であり、New Normal社会へのシフトが急速に進んだ時期であった。

人と人との物理的な接触が制限されるNew Normal社会の下、米国では、官民を問わず様々な業界・業種において、IT技術、デジタル技術を活用することによってサイバー空間を最大限に利用するという業務形態への移行が急速に進んだ。特許業界もその例外ではなく、USPTO、特許出願代理業務や特許訴訟代理業務を担うローファーム、特許情報サービスの提供を行う特許情報会社など、様々なプレイヤーがNew Normal社会に対応した新たな業務形態の導入を模索した。

本稿では、New Normal社会へのシフトが急速に進

むなか、米国の特許業界でどのような変化が起きているのかを紹介したい。まず、米国特許システムの中心的存在であるUSPTOにおけるCOVID-19緊急事態下での業務状況を紹介する。続いて、COVID-19緊急事態下で見られた、ローファームや特許情報サービス提供者の業務形態の変化を紹介する。

2 COVID-19緊急事態下でのUSPTOにおける業務状況

USPTOは、COVID-19の感染拡大を受けて、2020年3月23日に全職員を自宅勤務（テレワーク）へと移行させた。米国では、COVID-19問題の深刻化を背景に、人の移動、及び人と人との物理的な接触が大きく制限され経済活動に大きな影響が生じたが、USPTOは、このテレワークを最大限に活用することによって、特許や商標の審査・審判業務をCOVID-19問題以前と変わらないレベルで維持していると言われていた。そこで、USPTOのテレワークプログラムについて紹介したい。

USPTOは2020年6月10日、COVID-19問題がUSPTOの業務に及ぼす影響についての報告書を米国連邦議会に提出した¹。この報告書は、同年4月14日

1 https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/2020-06-10_letter_from_uspto_on_covid19_impact_on_operations.pdf



出典：2018 TELEWORK ANNUAL REPORT

図1 USPTO におけるテレワーク利用者の割合

に、連邦議会上院司法委員会委員長、同上院司法委員会知的財産小委員会委員長、同下院司法委員会委員長、同下院司法委員会法廷・知的財産・インターネット小委員会委員長らが連名で、USPTO に対して COVID-19 問題の影響を報告するよう求めたことを受けて作成されたものである。

その報告書によると、COVID-19 問題の発生前、USPTO では全職員の約 88% となる 11,185 名の職員が少なくとも週一回自宅勤務を実施しており、そのうち 7,200 名が全日フルタイムでの自宅勤務を行っていたとされている²。また、USPTO は 2020 年 1 月に内部ネットワークの帯域幅 (bandwidth) を 6 ギガから 10 ギガに拡張してネットワークの強化を図っていたため、同年 3 月 23 日に全職員が自宅勤務へと移行したことによって USPTO 内のネットワークへの負荷が大幅に増加した後も、円滑に業務が遂行されていると報告されている。

全職員が自宅勤務へと移行した後の具体的な業務態様について、報告書では、①外部の契約業者なども含め、毎日約 14,000 名が業務を行うために USPTO の庁内ネットワークにアクセスしている状況にあること、②一日当たり平均 1,200 のバーチャル会議が開催されており、それら会議に一日当たり約 6,600 人が参加している状況にあること、③オンラインでの内部打ち合わせや面接審査などのインタラクティブな業務をサポートする

ためにテレビ会議システム (USPTO では主に Cisco 社の WebEx が用いられている) の強化が図られていることなどが紹介されている。さらに、職員全員による自宅勤務が始まってからの数週間で、約 2000 個の審査業務用モニターと、約 3200 個の審査業務用プリンターの調達・配送を迅速に実施したことが報告されている。

USPTO におけるテレワークの状況について、もう少し詳しく分析してみたい。上述の連邦議会への報告書に比べると少しデータが古くはなるが、USPTO が自身のテレワークプログラムの状況を包括的にまとめて 2018 年に公表した「2018 TELEWORK ANNUAL REPORT³」(以下、テレワークレポート 2018 と呼ぶ)を見ると、2008 年時点ではテレワークを利用する職員の割合は 46% (9258 名中 4268 名) に過ぎなかったが、年々その割合が増加し、2018 年には 88% (12599 名中 11093 名) まで増加していたことが分かる (図 1 参照)。

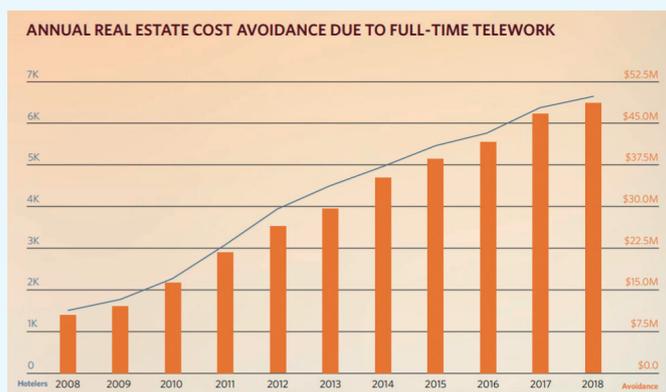
また、テレワークレポート 2018 によると、フルタイムでのテレワークプログラム (フルタイムでテレワークを行う職員 (Hotelers) にはオフィスに執務スペースが用意されない) の実施を通じて、約 50 億円の不動産経費を削減できているとのことである (図 2 参照)。

さらに、テレワークレポート 2018 では、テレワークプログラムの効果として、緊急時における継続的な業務サービスの提供以外にも、次のような環境面での効果があった旨の分析がなされている。

➤ 6,324 名の職員が週に 4 日または 5 日テレワークを

2 USPTO の報告書には、“Prior to the COVID-19 pandemic, the USPTO had approximately 11,185 employees (about 88% of our entire employee base) working from home at least one day per week, with approximately 7,200 of these employees working from home full-time.” と記載されている。

3 2018 TELEWORK ANNUAL REPORT https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Telework_Annual_Report_2018%20508%20Compliant.pdf



出典：2018 TELEWORK ANNUAL REPORT

図2 テレワークプログラムによる不動産経費削減効果

実施（2018年時点）したことによって、

- ✓ 合計で年間 7000 万マイルの運転距離を回避
 - ✓ 合計で年間 550 万ドルのガソリン代を節約
 - ✓ 合計で年間 3万 7000 トンの排ガス減少
- 4,443 名の職員が毎週 1 日、2 日、または 3 日テレワークを実施（2018年時点）したことによって、
- ✓ 合計で年間 2200 万マイルの運転距離を回避
 - ✓ 合計で年間 170 万ドルのガソリン代を節約
 - ✓ 合計で年間 1万 1000 トンの排ガス減少

今回の COVID-19 感染拡大による緊急事態下において、職員全員に自宅勤務が命じられる状況となっても、USPTO は通常時と変わらないサービスを提供し続けることができたと言われているが、それは決して一朝一夕の取り組みで可能となったわけではない。USPTO が初めてテレワークプログラムを導入したのは 1997 年であるが、それから 20 年以上の年月をかけて、テレワーク推進に向けた組織内文化の醸成、テレワークプログラムに参加する職員の数の増加、テレワーク業務を効果的に行うための研修プログラムの開発・実施、IT インフラの強化など、様々な取り組みを着実に進めてきたからこそ、今回の COVID-19 による緊急事態下においても、業務の継続性を損なうことなく安定的にサービスを提供することができたものと考えられる。

オフィスが入る建物やオフィス内の施設での感染拡大防止のための対策が進むにつれ、USPTO でも徐々にオフィスでの勤務が認められるようになってきているようであるが、今後の New Normal 社会を見据えると、テレワークを行う職員の割合は COVID-19 以前よりも高い割合で推移するものと思われる。今後、USPTO

が質・量ともにこれまで以上のサービスを提供できるかどうかは、間違いなくテレワークプログラムをどれだけ充実・効率化できるかにかかっていると見えよう。

3 COVID-19 緊急事態下での米国特許業界の変化 (USPTO 以外)

COVID-19 の感染拡大によって、人の移動、人と人との物理的な接触が大きく制限されたことにより、特許出願代理業務や特許訴訟代理業務を担うローファームや特許情報サービス提供者でも、その業務の在り方に大きな変化が生じた。

ローファームでは自宅勤務が基本となり、内部での打ち合わせや顧客との打ち合わせのほとんどが、テレビ会議システムなどを活用して実施するという形態となった。筆者が所長を務めた知的財産研究所ワシントン事務所は、ワシントン DC のローファームの中にオフィスを構えているのだが、そのローファームも、2020 年 3 月後半からは原則自宅勤務という業務形態へとシフトした。

米国の特許弁護士は、顧客との打ち合わせの際などには従来からテレビ会議を多用していたし、出張が多いためオフィス外で行うリモートワークにも慣れていた。そのため、原則自宅勤務となること自体には大きな心配はなかったようである。しかし、時折顔を合わせて実施する打ち合わせの重要性を口にする特許弁護士は非常に多く、実際に筆者がオフィスを構えていたローファーム内では、特許弁護士同士が互いの執務室を行き来して意見交換や意思疎通を頻繁に行っていた。そうしたことを考えると、COVID-19 の感染拡大は、ローファームにおける業務の進め方に大きな影響をもたらしたものと

われる。もちろん、これはローファームに限った話ではなく、特許情報サービス提供者など、その他の知的財産関連企業にも当てはまる話である。

ローファーム、特許情報サービス提供者に共通してCOVID-19 緊急事態下で特に大きく変わったという印象を抱いた業務は、顧客とのコミュニケーションの場として、また、知的財産システムが抱える様々な課題についての見解を共有する場として数多く開催されていたシンポジウム・セミナーの在り方である。

米国では、COVID-19 問題が発生する前まで、各地で数えきれないほどの知的財産に関するセミナーやシンポジウムが開催されていた。多くのローファームは、所内の特許弁護士間での最新情報の共有や自身の顧客への情報提供・人材育成サービスなどを目的として、定期的に最新の裁判例や権利取得手続の変更などについてのセミナーを実施していた。また、特許情報サービス提供者、大学、シンクタンクなども、米国特許制度が抱える最新の課題などについて議論するため、様々なセミナー・シンポジウムを開催していた。

しかし、COVID-19 の感染拡大によって、会場に人を集めて行う物理的な会合が開催できなくなったため、それらのセミナー・シンポジウムの実施形態は大きく様変わりし、バーチャル会合として開催されることになった。例えば、特許情報データベースを提供する LexisNexis 社は、自社の特許データベースを利用することによって得られる USPTO の審査官毎の特性（拒絶率、特許率等）に関するデータや、ローファーム毎の実績（特許率、訴訟勝訴率等）に関するデータを用いたコスト削減手法に関する無償ウェビナーを開催して、顧客満足度の向上や、新たな顧客獲得などを目指した。同じく特許情報データベースを提供する Derwent 社も、自社のデータベースから得られるデータを用いた個別の技術分野（例えば自動運転分野など）での開発動向の分析手法などに関する無償ウェビナーを開催して、LexisNexis と同じく顧客満足度の向上や、新たな顧客獲得へのアプローチを図っていた。ローファーム各社も顧客へのサービスや新規顧客へのプロモーションも兼ねて、特許権取得手続や訴訟手続に関して実務上留意すべき点についての講義、最新の特許関連訴訟の動向や判例分析についての講義など、多岐にわたるテーマで無償ウェビナーを開催していた。

筆者は、米国知的財産制度の最新の動向に関する調査を行うという業務の性質上、数多くのローファームの有識者とネットワークを形成していたため、COVID-19 緊急事態下の自宅勤務中は毎週 10 個以上のセミナー・シンポジウムに招待いただき、とても効率的に最新の知的財産情報に触れることができた。

なお、余談ではあるが、金曜日の午後にはあまり会合を入れないという習慣的なものもあってか、木曜日にセミナーを開催する組織が多かったように思う。また、これも余談ではあるが、ウェビナーの後に、オンラインでの懇親会が行われることもあった。この場合、パソコンの画面の前で一人ワインなどを飲みながら、講演者や他の参加者と Zoom などのテレビ会議システム上で親交を深めることとなるのだが、テレビ会議システムの特性上、同時並行的に複数の会話を行うことが難しいため、自分の関心がある話を好きな時に意中の有識者に気軽に振ることができないなど、実際に人が集まって行う懇親会にはない不便・制約を肌で感じることもあった。

4 おわりに

今年は、米国知的財産権法協会（AIPLA）の年次会合、米国知的財産権者協会（IPO）の年次会合、国際商標協会（INTA）の年次会合など、日本からも例年多くの関係者が参加する米国の知的財産に関する主要会合が全てバーチャル会合として開催される。今後、COVID-19 問題に関する状況が良くなれば、再び物理的な会合が開催されるようになってくるであろうが、今回の緊急事態下で急速に普及したサイバー空間活用の流れが後退することはなく、そうした物理会合にもバーチャル会合のような要素が多かれ少なかれ組み込まれてくるものと思われる。

どのような業種においても、バーチャル会合やバーチャル会議などを最大限活用することによって、柔軟な働き方、業務の効率化、そして危機に強い組織作りなどを推進することが、今後の成長の鍵を握る最も重要な要素の一つとなることは間違いない。今回の COVID-19 問題を契機として、世界中の組織がサイバー空間を最大限に活用する業務形態へと急速にシフトしている。日本の特許業界も、こうした世界の動きに遅れることなく素早く対応していくことが必要不可欠であると考えられる。